

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農業振興課
処分の名称	使用料の減免
処分権者	市長
根拠規定	周南市鹿野山村広場等施設条例第8条第2項
基準規定	周南市鹿野山村広場等施設条例施行規則第4条
審査基準	<p>周南市鹿野山村広場等施設条例施行規則第4条 （使用料の減額又は免除）</p> <p>第4条 減額の基準次の各号に掲げる場合で当該各号に定めるとおりとする。ただし、山村広場照明施設及びふれあいひろば照明施設の使用料は、減額しない。</p> <p>（1）市以外の官公庁が使用するとき。 50パーセント減額</p> <p>（2）市が後援するとき（入場料その他これに類する料金を徴収する場合を除く。）。 30パーセント減額</p> <p>（3）その他市長が特に必要があると認めるとき。 市長が定める割合の減額</p> <p>2 免除の基準次のとおりとする。ただし、第1号を除き、山村広場照明施設及びふれあいひろば照明施設の使用料は、免除しない。</p> <p>（1）市が主催又は共催するとき。</p> <p>（2）施設の設置目的にそって、市内の公共的団体が使用するとき。</p> <p>（3）施設の管理運営団体が行政目的で使用するとき。</p> <p>（4）市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び社会福祉施設の幼児、児童、生徒及び学生により組織された団体が、教育目的で使用するとき。</p> <p>（5）その他市長が特に必要があると認めたとき。</p>
標準処理期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農業振興課
処分の名称	使用料の還付
処分権者	市長
根拠規定	周南市鹿野山村広場等施設条例第9条
基準規定	周南市鹿野山村広場等施設条例第9条
審査基準	<p>周南市鹿野山村広場等施設条例第9条 （使用料の還付）</p> <p>第9条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、市長は、使用者の責めに帰すことができない理由その他相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。</p>
標準処理期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農業振興課
処分の名称	使用の許可、許可事項変更の許可
処分権者	市長
根拠規定	周南市農林業集会所条例第3条
基準規定	周南市農林業集会所条例第4条
審査基準	<p>周南市農林業集会所条例第4条 （許可の制限）</p> <p>第4条 集会所を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしない。</p> <p>（1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>（2） 集会所を使用する他の者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。</p> <p>（3） 施設、備品等をき損し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。</p> <p>（4） 前3号に掲げるもののほか、集会所の管理運営上支障があると認めるとき。</p>
標準処理期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農業振興課
処分の名称	使用料の減免
処分権者	市長
根拠規定	周南市農林業集会所条例第5条第2項
基準規定	周南市農林業集会所条例施行規則第7条
審査基準	<p>周南市農林業集会所条例施行規則第7条 （使用料の減額又は免除） 第7条 減額の基準次の各号に掲げる場合で当該各号に定めるとおりとする。ただし、第3号を除き、暖房使用料は、減額しない。</p> <p>（1）市以外の官公庁が使用するとき。 50パーセント減額 （2）市が後援するとき（入場料その他これに類する料金を徴収する場合を除く。）。 30パーセント減額 （3）その他市長が特に必要があると認めるとき。 市長が定める割合の減額</p> <p>2 免除の基準次のとおりとする。ただし、第1号及び第4号を除き、暖房使用料は、免除しない。</p> <p>（1）市が主催又は共催するとき。 （2）集会所の設置目的にそって、市内の公共的団体が使用するとき。 （3）市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び社会福祉施設の幼児、児童、生徒及び学生により組織された団体が、教育目的で使用するとき。 （4）その他市長が特に必要があると認めたとき。</p>
標準処理期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農業振興課
処分の名称	使用料の還付
処分権者	市長
根拠規定	周南市農林業集会所条例第6条
基準規定	周南市農林業集会所条例第6条
審査基準	<p>周南市農林業集会所条例第6条 （使用料の還付）</p> <p>第6条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、市長は、使用者の責めに帰すことができない理由その他相当の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。</p>
標準処理期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農業振興課
処分の名称	使用の許可
処分権者	市長
根拠規定	周南市鹿野わかもの定住センター設置条例第5条
基準規定	
審査基準	<p>施設を使用しようとする者が次のいずれかに該当すると認めるときは、許可をしない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 施設を使用する他の者に迷惑をかけ、又は迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 施設、備品等をき損し、又は汚損するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、施設の管理運営上支障があると認めるとき。</p>
標準処理期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農業振興課
処分の名称	使用料の減免
処分権者	市長
根拠規定	周南市鹿野わかもの定住センター設置条例第7条
基準規定	周南市鹿野わかもの定住センター設置条例施行規則第6条
審査基準	<p>周南市鹿野わかもの定住センター設置条例施行規則第6条 （使用料の減額又は免除）</p> <p>第6条 減額の基準次の各号に掲げる場合で当該各号に定めるとおりとする。ただし、冷暖房使用料は、減額しない。</p> <p>（1）市以外の官公庁が使用するとき。 50パーセント減額</p> <p>（2）市が後援するとき（入場料その他これに類する料金を徴収する場合を除く。）。 30パーセント減額</p> <p>（3）その他市長が特に必要があると認めるとき。 市長が定める割合の減額</p> <p>2 免除の基準次のとおりとする。ただし、第1号を除き、冷暖房使用料は、免除しない。</p> <p>（1）市が主催又は共催するとき。</p> <p>（2）施設の設置目的にそって、市内の公共的団体が使用するとき。</p> <p>（3）施設の管理運営団体が行政目的で使用するとき。</p> <p>（4）市内の保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び社会福祉施設の幼児、児童、生徒及び学生により組織された団体が、教育目的で使用するとき。</p> <p>（5）その他市長が特に必要があると認めたとき。</p>
標準処理期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農業振興課
処分の名称	転貸の承認
処分権者	市長
根拠規定	周南市地方卸売市場条例第51条ただし書
基準規定	周南市地方卸売市場条例第51条ただし書
審査基準	<p>周南市地方卸売市場条例第51条 （転貸借の禁止）</p> <p>第51条 市場施設の使用を受けた者（以下「使用者」という。）は、いかなる名義をもってするを問わず、その市場施設の全部又は一部を他人に転貸し、若しくは使用させてはならない。ただし、特別の理由により市長の承認を受けた場合は、この限りでない。</p>
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農業振興課
処分の名称	農業経営改善計画の認定、変更の認定
処分権者	市長
根拠規定	農業経営基盤強化促進法第12条;第13条
基準規定	農業経営基盤強化促進法施行規則第14条
審査基準	<p>農業経営基盤強化促進法施行規則第十四条 （農業経営改善計画の認定基準） 第十四条 法第十二条第四項第三号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 その農業経営改善計画の達成される見込みが確実であること。 二 その農業経営改善計画に法第十三条第二項に規定する関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農業生産法人（以下「農業生産法人」という。）を除く。）が法第十二条第三項に規定する措置として当該農業経営改善計画を作成した者（農業生産法人であるものに限る。）に出資をする計画が含まれる場合にあつては、当該出資が次に掲げる要件に該当するものであること。</p> <p>イ 当該農業経営改善計画を作成した者の農業経営の安定性の確保に支障を生じることがないこと。 ロ 当該農業経営改善計画を作成した者が株式会社である場合にあつては、農地法第二条第三項第二号チに掲げる者（当該関連事業者等を含む。ハにおいて同じ。）の有する議決権の合計が総株主の議決権の二分の一以上となるものでないこと。 ハ 当該農業経営改善計画を作成した者が持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合にあつては、農地法第二条第三項第二号チに掲げる者の数が社員の総数の二分の一以上となるものでないこと。</p>
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農業振興課
処分の名称	農用地利用規程の認定、変更の認定
処分権者	市長
根拠規定	農業経営基盤強化促進法第23条;第24条
基準規定	農業経営基盤強化促進法第23条第3項・第6項;第24条第4項
審査基準	<p>農業経営基盤強化促進法第23条第3項、第6項、第24条第4項 （農用地利用規程）</p> <p>第23条 3 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、同項の認定をするものとする。 一 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。 一の二 前項第二号の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。 二 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。 二の二 前項第四号に掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。 三 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。 6 同意市町村は、前項に規定する事項が定められている農用地利用規程について第一項の認定の申請があつた場合において、その申請に係る農用地利用規程が第三項各号に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときでなければ、第一項の認定をしてはならない。 一 前項第二号に掲げる目標が第二項第二号の実施区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。 二 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があつた場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。 （農用地利用規程の変更等）</p> <p>第24条 4 前条第三項及び第六項の規定は第一項の規定による変更の認定について、同条第八項の規定は第一項又は第二項の規定による変更の認定又は届出について準用する。</p>
標準処理期間	50日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農業振興課
処分の名称	青年等就農計画の認定、変更の認定
処分権者	市長
根拠規定	農業経営基盤強化促進法第14条の4;第14条の5
基準規定	農業経営基盤強化促進法第14条の4第3項;第14条の5第4項 農業経営基盤強化促進法施行規則第15条の4
審査基準	<p>1 農業経営基盤強化促進法第14条の4第3項、第14条の5第4項 （青年等就農計画の認定） 第十四条の四</p> <p>3 同意市町村は、第一項の認定の申請があつた場合において、その青年等就農計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> <p>一 基本構想に照らし適切なものであること。 二 その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。 （青年等就農計画の変更等） 第十四条の五</p> <p>4 前条第三項の規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。 2 農業経営基盤強化促進法施行規則第15条の4 （青年等就農計画の認定基準） 第十五条の四 法第十四条の四第三項第二号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 その青年等就農計画の達成される見込みが確実であること。 二 法第四条第二項第二号に掲げる者にあつては、法第十四条の四第二項第四号に掲げる事項が同項第二号の目標を達成するために適切なものであること。</p>
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農業振興課
処分の名称	鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可
処分権者	市長
根拠規定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項
基準規定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項・第3項 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第5条;第6条
審査基準	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項、第3項 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則第5条、第6条 規定は略
標準処理期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農業振興課
処分の名称	従事者証の交付
処分権者	市長
根拠規定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項
基準規定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項
審査基準	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第8項 （鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可）</p> <p>第9条 8 第一項の許可を受けた者のうち、国、地方公共団体その他適切かつ効果的に同項の許可に係る捕獲等又は採取等を行うことができるものとして環境大臣の定める法人は、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は市長に申請をして、その者の監督の下にその許可に係る捕獲等又は採取等に従事する者（以下「従事者」という。）であることを証明する従事者証の交付を受けることができる。</p>
標準処理期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農業振興課
処分の名称	許可証及び従事者証の再交付
処分権者	市長
根拠規定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第9項
基準規定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第9項
審査基準	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第9項 （鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可）</p> <p>第9条 9 第一項の許可を受けた者は、その者又は従事者が第七項の許可証（以下単に「許可証」という。）若しくは前項の従事者証（以下単に「従事者証」という。）を亡失し、又は許可証若しくは従事者証が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、環境大臣又は市長に申請をして、許可証又は従事者証の再交付を受けることができる。</p>
標準処理期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農業振興課
処分の名称	鳥獣等の飼養の登録及び登録票の交付
処分権者	市長
根拠規定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第1項・第3項
基準規定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第1項・第3項
審査基準	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第1項、第3項（飼養の登録）</p> <p>第19条 第9条第1項の規定による許可を受けて捕獲をした鳥獣のうち、対象狩猟鳥獣以外の鳥獣（同項の規定により許可を受けて採取をした鳥類の卵からふ化させたものを含む。第22条第1項及び第84条第1項第7号において同じ。）を飼養しようとする者は、その者の住所地を管轄する市長の登録を受けなければならない。ただし、第九条第四項に規定する有効期間の末日から起算して30日を経過する日までの間に飼養するときは、この限りでない。</p> <p>3 市長は、登録をしたときは、その申請をした者に対し、環境省令で定めるところにより、登録票を交付しなければならない。</p>
標準処理期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農業振興課
処分の名称	鳥獣等の飼養の登録に係る有効期間の更新
処分権者	市長
根拠規定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第5項
基準規定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第5項
審査基準	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第5項 （飼養の登録）</p> <p>第19条 5 前項の有効期間は、登録を受けた者又は次条第一項の規定により登録鳥獣 （第一項の規定により登録を受けた鳥獣をいう。以下この節において同じ。）の 譲受け又は引受けをした者の申請により更新することができる。</p>
標準処理期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農業振興課
処分の名称	鳥獣の飼養に係る登録票の再交付
処分権者	市長
根拠規定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第6項
基準規定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第6項
審査基準	<p>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第19条第6項 （飼養の登録）</p> <p>第19条 6 登録鳥獣を飼養している者は、その者が第三項の登録票（以下単に「登録票」という。）で当該登録鳥獣に係るものを亡失し、又は登録票が滅失したときは、環境省令で定めるところにより、市長に申請をして、登録票の再交付を受けることができる。</p>
標準処理期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農業振興課
処分の名称	登録鳥獣亡失による登録票返納後の登録鳥獣発見・回復の場合の登録票再交付（第19条第6項準用）
処分権者	市長
根拠規定	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第21条第2項
基準規定	
審査基準	事業ごとに具体的な検討を要するため一般的基準を設定することが困難である。
標準処理期間	7日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農業振興課
処分の名称	せり人の登録申請
処分権者	市長
根拠規定	周南市地方卸売市場条例第13条第2項
基準規定	周南市地方卸売市場条例第13条第3項
審査基準	<p>周南市地方卸売市場条例第13条第3項 （せり人）</p> <p>第13条3 前項の申請があった場合は、市長は、県条例第15条第1項の規定に基づいて審査し、必要があると認めるときは、その者について必要な経験又は能力の有無の認定のため試験を行い登録の可否を決定するものとする。</p>
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農業振興課
処分の名称	仲卸業者の許可申請
処分権者	市長
根拠規定	周南市地方卸売市場条例第17条第2項
基準規定	周南市地方卸売市場条例第17条第3項 周南市地方卸売市場買受人等許可及び承認基準要綱第2条
審査基準	<p>1 周南市地方卸売市場条例第17条第3項 （仲卸業者の許可） 第17条 3 市長は、前項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>（1）破産者で復権を得ないものであるとき。 （2）禁錮（こ）以上の刑に処せられた者又は法の規定により罰金の刑に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないものであるとき。 （3）仲卸業者の許可の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者であるとき。 （4）仲卸業務を的確に遂行するために必要な知識及び経験又は資力信用を有しない者であるとき。 （5）市場の卸売業者又は卸売業者の役員若しくは使用人であるとき。 （6）申請者が法人であって、その役員のうち前各号（第4号を除く。）のいずれかに該当する者があるとき。</p> <p>2 周南市地方卸売市場買受人等許可及び承認基準要綱第2条 （仲卸業者の許可基準） 第2条 仲卸業者の許可基準は、次の各号を備えたものとする。ただし、市長が特に適当と認めた場合は、この限りでない。</p> <p>（1）本市場売買参加者として自営経験年数5年以上の者 （2）資本金又は元入金が200万円以上の者 （3）純資産額が、資本金又は元入金と同額以上の者で、財産状況及び営業成績が良好と認められるもの （4）市場における売買取引について、代金決済の不良その他信用上重大な支障がなかったと認められるもの （5）常時（月20日以上）本市場において売買取引に参加することが確実であると認められる者で、1箇年間の本市場買受額が原則として500万円以上であると認められるもの</p>
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農業振興課
処分の名称	仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併の承認申請許可
処分権者	市長
根拠規定	周南市地方卸売市場条例第19条第3項
基準規定	周南市地方卸売市場条例第19条第4項
審査基準	<p>周南市地方卸売市場条例第19条第4項 （仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併） 第19条 4 第17条第3項の規定は、第1項又は第2項の承認について準用する。この場合において、同項中「前項の申請」とあるのは「第19条第1項又は第2項の承認の申請」と読み替えるものとする。</p>
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農業振興課
処分の名称	仲卸業者の相続の承認申請許可
処分権者	市長
根拠規定	周南市地方卸売市場条例第20条第4項
基準規定	周南市地方卸売市場条例第20条第5項
審査基準	<p>周南市地方卸売市場条例第20条第5項 （仲卸業者の相続） 第20条 5 第17条第3項の規定は、第1項の承認について準用する。この場合において、同項中「前項の申請」とあるのは「第20条第1項の承認の申請」と読み替えるものとする。</p>
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農業振興課
処分の名称	売買参加者の承認
処分権者	市長
根拠規定	周南市地方卸売市場条例第22条第1項
基準規定	周南市地方卸売市場条例第22条第2項 周南市地方卸売市場買受人等許可及び承認基準要綱第3条
審査基準	<p>1 周南市地方卸売市場条例第22条第2項 （売買参加者の承認）</p> <p>第22条</p> <p>2 市長は、前項の申請をした者が卸売の相手方として必要な知識及び資力信用を有しない者であるときは、売買参加者の承認をしないものとする。</p> <p>2 周南市地方卸売市場買受人等許可及び承認基準要綱第3条 （売買参加者の承認基準）</p> <p>第3条 売買参加者の承認基準は、次の各号を備えるものとする。</p> <p>（1） 本市場買出人として自営経験が6月以上の者</p> <p>（2） 資本金又は元入金が50万円以上の者</p> <p>（3） 純資産額が、資本金又は元入金と同額以上の者で、財産状況及び営業成績が良好と認められるもの</p> <p>（4） 常時（月15日以上）本市場において売買取引に参加することが確実と認められる者で、6月間の本市場買受額が原則として一定額以上であると認められる者</p> <p>2 前項第1号の規定にかかわらず、市長が次の各号に適合すると認めた場合は、承認できるものとする。</p> <p>（1） 相当な店舗を有し、現に青果小売業を営んでいる者又は営もうとすることが確実であると認められる者</p> <p>（2） 卸売の相手方として必要な知識及び信用を有するもの</p> <p>3 本市場の仲卸業者又は売買参加者の使用人で、5年以上市場業務に従事したものが、独立して生鮮食料品の店舗を開店することとなった場合で、雇用主の推せんがあったときは、第1項第1号の規定を満たしたものとみなす。</p>
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農業振興課
処分の名称	関連事業者の許可申請
処分権者	市長
根拠規定	周南市地方卸売市場条例第28条
基準規定	周南市地方卸売市場条例第27条第1項
審査基準	<p>周南市地方卸売市場条例第27条第1項 （関連事業者の許可）</p> <p>第27条 市長は、市場の機能の充実を図るため、又は出荷者、買受人その他市場の利用者に便益を提供するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に関連事業者として業務を営むことを許可することができる。</p> <p>(1) 第3条に規定する取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売の業務を営む者 (2) 飲食営業、理容業その他市場の利用者に便益を提供する業務を営む者</p>
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農業振興課
処分の名称	受託契約約款の承認
処分権者	市長
根拠規定	周南市地方卸売市場条例第38条第1項
基準規定	周南市地方卸売市場条例第38条第2項
審査基準	<p>周南市地方卸売市場条例第38条第2項 （受託契約約款）</p> <p>第38条</p> <p>2 前項の受託契約約款には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1) 委託物品の引渡し及び受領に関する事項</p> <p>(2) 受託場所及び受託物品の保管並びに手入れ等に関する事項</p> <p>(3) 送り状又は発送案内に関する事項</p> <p>(4) 受託物品の上場に関する事項</p> <p>(5) 販売条件の設定、変更及びその取扱方法に関する事項</p> <p>(6) 委託の解除、委託替え及び再委託に関する事項</p> <p>(7) 委託手数料の額に関する事項</p> <p>(8) 委託者の負担すべき費用に関する事項</p> <p>(9) 仕切りに関する事項</p> <p>(10) その他必要な事項</p>
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農業振興課
処分の名称	受託契約約款の変更承認
処分権者	市長
根拠規定	周南市地方卸売市場条例第38条第1項
基準規定	周南市地方卸売市場条例第38条第2項
審査基準	<p>周南市地方卸売市場条例第38条第2項 （受託契約約款）</p> <p>第38条</p> <p>2 前項の受託契約約款には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。</p> <p>(1) 委託物品の引渡し及び受領に関する事項</p> <p>(2) 受託場所及び受託物品の保管並びに手入れ等に関する事項</p> <p>(3) 送り状又は発送案内に関する事項</p> <p>(4) 受託物品の上場に関する事項</p> <p>(5) 販売条件の設定、変更及びその取扱方法に関する事項</p> <p>(6) 委託の解除、委託替え及び再委託に関する事項</p> <p>(7) 委託手数料の額に関する事項</p> <p>(8) 委託者の負担すべき費用に関する事項</p> <p>(9) 仕切りに関する事項</p> <p>(10) その他必要な事項</p>
標準処理期間	30日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農業振興課
処分の名称	卸売業者以外の者からの買い受けの許可
処分権者	市長
根拠規定	周南市地方卸売市場条例第40条の2第3項
基準規定	周南市地方卸売市場条例施行規則第30条の2第2項
審査基準	<p>周南市地方卸売市場条例施行規則第30条の2第2項 （卸売業者以外の者からの買い受け） 第30条の2</p> <p>2 市長は、前項により許可の申請があった場合において、次の各号に掲げる困難な事情等があると認める場合には許可するものとする。</p> <p>（1）卸売業者が通常取引において仲卸業者の取り扱う物品の卸売をしていない場合</p> <p>（2）卸売業者が通常取引において仲卸業者の取り扱う物品について、仲卸業者の買い受けに十分応ずることができない場合</p>
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農業振興課
処分の名称	奨励金の交付の承認
処分権者	市長
根拠規定	周南市地方卸売市場条例第49条
基準規定	周南市地方卸売市場条例第49条
審査基準	未設定理由：事案ごとに、具体的な検討を要するため一般的な基準を設定することが困難
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農業振興課
処分の名称	市場施設の使用許可
処分権者	市長
根拠規定	周南市地方卸売市場条例第50条第1項
基準規定	周南市地方卸売市場条例第50条
審査基準	<p>周南市地方卸売市場条例第50条 （施設の使用指定）</p> <p>第50条 事業者は、市場の用地、建物その他の施設（以下「市場施設」という。）を使用しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、必要があると認めるときは、前項以外の者に対しても市場施設の使用を許可することができる。</p> <p>3 市場施設の位置、面積及び使用条件は、市長がこれを指定する。</p>
標準処理期間	14日
備考	

申請に対する処分の審査基準（個票）

所管部署	農業振興課
処分の名称	使用料の減免
処分権者	市長
根拠規定	周南市地方卸売市場条例第57条
基準規定	周南市地方卸売市場条例第57条
審査基準	周南市地方卸売市場条例第57条 （使用料の減免） 第57条 使用料は、市長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。
標準処理期間	14日
備考	